

さいたま市自治基本条例検討委員会

第21回 会議の記録

日時	平成 23 年 5 月 10 日(火) 18:45~21:10
場所	大宮区役所南館 301 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 12 名 内田 智／遠藤 佳菜恵／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶 (欠席者:伊藤 巖／小野田 晃夫／三宅 雄彦／吉川 はる奈／渡邊 初江) 〔事務局:さいたま市〕 計 4 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 宮川智行 〔ダイナックス都市環境研究所〕 3 名 山本耕平／渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例の前文等について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 条例前文(たたき台)及び他政令指定都市の例 ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」についての説明)

○福島委員長

- ・ 今日各チームの進捗報告と、前文等についての検討を行う。市民からも建設的な意見を頂けるようになった。最終報告に向け、より建設的な作業を進めたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○中津原副委員長

(中津原副委員長より、市民意見交換会の各会場における調整状況についての説明)

- ・ 各区での市民意見交換会は、10区中9区での開催が確定した。緑区にも依頼済で近日中に10区全てがそろそろ。
- ・ 意見交換準備チームから調整担当者が出席する。委員の出席者は司会・説明・書記を行う。他委員にも協力いただきたい。
- ・ アンケート用紙については、受付で配布し最後に回収する。ご意見をいただきたい。
- ・ 出前意見交換会も募集をしており、7月4日（月）午前への応募があった。
- ・ 5月11日（水）、職員有志との意見交換会が行われる。

○事務局

- ・ 5月11日には、委員は5名、職員は9名が出席予定である。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告の内容を渡してあるので冒頭に説明は行わない。その後、職員、委員が自己紹介を行い、自由な意見交換を行う。時間は約1時間半を予定している。

○堀越委員

- ・ 書記に関しては、事務局にお願いした。市民意見交換会は委員で書記を行う。

○中津原副委員長

- ・ 司会進行は特に決めていない。

○内田委員

- ・ 市民意見交換会ではどのような資料を用意するのか。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告の全文を配布する。その他、概要版、パワーポイントの資料の計3種類を配布する。説明はパワーポイントで行う。

○堀越委員

- ・ 各区での市民意見交換会のチラシを作成しており、岩槻区の方は作成した。基本事項では申込者に連絡をしないとしているが、定員をオーバーした場合には連絡する。今後のチラシには公共交通機関の利用してほしい旨を記載する。

○中津原副委員長

- ・ チラシは各区の日時・場所を全て記入したものを作成中。決まっていない分は白抜きとしてある。

○堀越委員

- ・ 5月12日までに確定できれば、15日に市民活動サポートセンターから登録団体へ郵送することができる。

○中津原副委員長

- ・ 住んでいる区に関わらず、都合のつく回に参加してもらえるようにした。

○堀越委員

- ・ 市民意見交換会「○○区会場」としている。

○中津原副委員長

- ・ 50名以上の会場をとっているので定員を超えることはないと思う。

○染谷委員

- ・ 区役所と区民会議への案内文について、形式的に区民会議宛の案内文があった方が動きやすいという意見もあったので、準備ができ次第頂きたい。特に南区で必要である。

○中津原副委員長

- ・ 案内文については準備を進める。

○福島委員長

- ・ 続いてアンケート案について意見を頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 受付時に配布し、意見交換時にメモ代わりにしていただき、最後に提出していただくイメージ。

○事務局

- ・ 簡潔に書くのであれば問題ないが、記入欄が小さい。カテゴリーをだまかに分けて、質問を併せることも考えられる。

○堀越委員

- ・ 余白を小さくし、記入欄を広げる。

○中津原副委員長

- ・ とりあえずこのアンケートで行ってみて、うまくいかなかった場合に、次の回までに訂正する。

○堀越委員

- ・ 設問の一部に「ご意見があれば、お書きください。」が抜けている。

○事務局

- ・ 意見を記入する項目を絞っているが、それ以外の項目について意見を書けるところがない。

○内田委員

- ・ 「その他意見があればお書きください」という欄をつくれればよい。

○堀越委員

- ・ 3の(1)のさらに盛りこむべき項目や内容と、(2)の削除してもよい項目や内容を合体させて、「その他中間報告に対してご意見があればお書き下さい」とすればよい。

○福島委員長

- ・ 3(1)と(2)を統合する。

○湯浅委員

- ・ アンケートの記入者の期待感に応えるために、「最終報告に向けて十分参考にさせていただきます」のような一文を記入した方がよいのではないかと。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会そのものがその趣旨である。

○福島委員長

- ・ アンケートには通常そのように記入するが、意見交換会ではその趣旨を説明するので不要と思う。

○中津原副委員長

- ・ 3(1)として、「その他の条例の項目についてのご意見や、さらに盛り込むべき項目があればお書きください」としてはどうか。

○福島委員長

- ・ 意見を基にアンケートの修正をお願いする。
- ・ 市民意見交換会への出席者について、岩槻区は決まっているが、その他開催が早い南区、大宮区、西区の回で来ていただける委員はいるか。

○中津原副委員長

- ・ 役割があるので必ず来ていただける委員がそれぞれ必要。書記については詳細の記録でなく、ポイントのメモで構わない。録音も行う。

○高橋委員

- ・ 6月5日（日）の大宮区会場で書記を行う。

○湯浅委員

- ・ 6月4日（土）の西区会場に参加する。

○中田委員

- ・ 5月28日（土）の南区会場に書記として参加する。

○中津原副委員長

- ・ その他の開催については後々お申込み頂きたい。

○福島委員長

- ・ 湯浅委員が西区に、高橋委員が大宮区に、中田委員が南区での意見交換会に参加する。

○内田委員

- ・ 北区は渡邊委員が協力すると言っていたので、参加して頂けると思う。
- ・ チラシを使って意見交換会を呼びかけたいがいつ頃入手できるか。

○事務局

- ・ 全区の情報が載ったチラシが出来次第、送付する。
- ・ 出前意見交換会と市民意見交換会のチラシについて、市民活動サポートセンターが送付するものは両面印刷するが、これらを各区の公共施設に置く際には、見やすいように両面印刷をせず設置する。

○事務局

- ・ その他、岩槻区区民会議が6月17日（金）15時からの出前意見交換会を希望している。
- ・ 7月4日（月）は市民活動サポートセンターで開催し、さいたま地域サポートネットワークという団体から依頼を受けている。

○高橋委員

- ・ 7月4日は何時からか。

○事務局

- ・ 希望では10時から11時までとなっている。

○栗原委員

- ・ 6月17日の出前意見交換会の開催場所は岩槻区役所である。

○事務局

- ・ 参加できる委員がなければ受けられない。

○中津原副委員長

- ・ 今日確認し、連絡する。

○堀越委員

- ・ さいたま地域サポートネットワークの代表は市民部会の意見交換の際に参加された。

○中津原副委員長

- ・ 5月28日（土）の14時から16時、市民活動サポートセンターが主催する市民活動サロンで検討委員会委員をゲストに、「市民とは」をテーマに意見交換を行うことになっている。自分と細川委員で参加するので、都合のつく委員の方には参加していただきたい。

○福島委員長

- ・ 続いて、最終報告たたき台作成チームについて、後ほど議題（２）で議論すること以外は現在作業中なので報告することは特にない。
- ・ 広報チームよりの報告をお願いする。

○事務局

- ・ ニュースレター第４号を入稿した。１１日以降の意見交換会ではコピーを配布する。２０日に自治会の回覧の作業を行うとともに、公共施設に設置する。
- ・ 市長タウンミーティングを１０区で開催する。テーマは「危機管理」となっている。ここで、意見交換会のチラシや中間報告概要版等の資料を配布できるように調整中である。

(2)自治基本条例の前文等について

○福島委員長

- ・ 自治基本条例の前文等について。前文の案については６日の最終報告たたき台作成チームの作業を反映させたもの。

○事務局

(事務局より、資料１「条例前文（たたき台）及び他政令指定都市の例」の説明)

- ・ 最終報告たたき台作成チームで話し合いながら作成した。何もない状態で意見を聞くよりもよいと考えたため、たたき台として今回配布している。
- ・ 前文は全ての条例にあるわけではないが、自治基本条例には設けている例が多い。前文は条例制定の背景や必要性、問題意識、解決の姿勢等を紹介し、一般的には条例の解釈の指針となるものである。
- ・ 今日意見を頂き、最終報告たたき台作成チームで検討する。

○内田委員

- ・ ①の「様々な・・・」について、他の市はより具体的に書いてある。さいたま市らしさを打ち出すとしながら「様々な」としたのはなぜか。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市は、これだというアイデンティティが存在しない。それぞれの地域に多様なものがあるので、このような書き方でよいように感じた。

○内田委員

- ・ 私案では氷川神社の門前町や岩槻の城下町、荒川、新都心、サッカー等についての意見を出した。「様々な」でさいたま市らしさが出るのか。

○中津原副委員長

- ・ そのように固有名詞を書くのであれば、かなり多くのものになる。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームでの最初の案には、多くの要素を盛り込んでいたため、①が他の箇所比べて重くなった。
- ・ さいたま市のアイデンティティを一つで表せるものがどれなのかを検討していた際、「生活都市」という言葉に着目した。「生活都市」として発展してきたことがさいたま市らしさではないか、という意見があった。

○湯浅委員

- ・ 原案では中山道等があったが、市民のアイデンティティを固有名詞の羅列で表す必要がないと判断した。さいたま市に住んで、働きに出て、また安らぎを求めに戻ってくる、という議論だった。

○中津原副委員長

- ・ 外から見る場合には足りないかもしれないが、内から見ればこれで十分かもしれない。

○事務局

- ・ どこに重点を置くか、それによると思うがどうか。

○中津原副委員長

- ・ 市民が読んで納得することが重要。合併や政令指定都市については記載されていないので、合併による政令市の誕生や課題を述べ、その中で多様な地域が集り1つになっていくということは記載してもよいと思う。

○染谷委員

- ・ 観光案内的でなくてもよいと思うが、書き方が冷たいように感じるので温かい書き方にしてほしい。さいたま市以外の合併した自治体でも通用してしまう。

○内田委員

- ・ 「私たちは幸せを実感し、この町に住んでよかったと、市民が誇りを持てる町を目指しています」といったものを入れてもよいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 条例の前文は検討委員会の前置きではないが、③、④は市民の視点となっている。市民だけではなく、さいたま市の全構成員で書くべきではないのか。

○事務局

- ・ また、当初から議論となっていた「課題解決の羅針盤」は書いていないがどうか。

○堀越委員

- ・ 中間報告の5頁の市民からの意見には、さいたま市の魅力は、「特に目立たないけれど生活に必要なものはだいたいそろっている堅実なまち」、リゾート開発のようなあれこれと奇抜、過剰なサービスはいらない。やるべきことをしっかりとやっていく「やっぱりわが家が一番」的な落ち着くまちであってほしい、とある。落ち着いた生活ができ、派手ではないが着実に目配りがあるまちでよいと感じている。そのようなまちなのだと感じる。

○中津原副委員長

- ・ 生活都市という言葉はよい。

○堀越委員

- ・ 生活都市という言葉はなかなかない。これを発展させ、生活都市として着実に発展していく、と書いていくのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 生活都市の割には住環境を大切にしていない。より住環境を大切に、住み続けたい都市としてほしい。

○堀越委員

- ・ それはソフトの部分でも同じである。

○染谷委員

- ・ 協働が必要となる。

○中津原副委員長

- ・ 東京の機能を集めて自立したいわけではない。

○堀越委員

- ・ 行政・経済の中心ということもあるが、それよりも交通の中心で人が集まることもさいたま市の特徴である。

○内田委員

- ・ 昨年、県内で住みたい地域は順に川越、大宮、浦和、川口、所沢、志木、和光、武蔵浦和、さいたま新都心であった。

○中津原副委員長

- ・ 生活都市を強調してほしい。また、発展してきたことだけでなく、これからのことも記載してほしい。

○福島委員長

- ・ その他、気付いた点があれば事務局までメールをしてほしい。
- ・ 続いて、最終報告たたき台作成チームだけでは抱えきれない点を全体会で検討したい。
- ・ 事務局から説明をお願いする。

○事務局

- ・ 中間報告の検討課題で残っているもので、1つ目が「市民」の定義に関して、その範囲や固定資産の所有者を含めるかどうかについて、2つ目が住民投票に関して、3つ目が条例の検証方法について、意見を頂きたい。

○福島委員長

- ・ 1つ目は「市民」の範囲。これは中間報告でも多くの意見を頂いた。今のところかなり広くとらえてもよいとまとまっていると思うが、その確認をしたい。住民と対比させ、市民の定義をどのように捉えるか。
- ・ 2つ目は、住民投票を案件ごとに個別条例で決めていくものでよいのか。住民の要件をどのようにするのか。それを自治基本条例で定めるのか、あるいは個別条例で定めるのか。
- ・ 3つ目の条例の検証方法についてはどのようにするのか、それぞれ意見を頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 市民の範囲は5月28日の市民活動サポートセンターでのサロンのテーマとなっている。2月の同センターでのフェスティバルの際にも関心があってミニサロンで議論された。そのときは特にさいたま市に住所を持たない埼玉大学の学生から意見をいただいた。

○事務局

- ・ Webアンケートでは、住民以外の者からも市政への参加を求めることについて、大切であるとの意見が全体の4分の3程度あった。しかし、これまで寄せられた意見の中で、権利の行使や義務を課す対象として、住民と住民以外を一緒にしてもよいのか、というのが一つのポイントとなっているようだ。

○中津原副委員長

- ・ 権利と責務の両方が対象となるのであれば広く捉えてもよいのではないかと。権利のみを主張されても困る。市外の人でもさいたま市のまちづくりに貢献している人は多い。権利と責務の両方を持って参加することが必要である。

○中田委員

- ・ 市民について、前回の最終報告たたき台作成チームの作業で条文にある主語の選び方が難しかった。

○事務局

- ・ それだけでなく、今後市民意見交換会もあるので、市民の定義の再確認をしてほしい。これは最後まで議論の対象となるだろう。

○中津原副委員長

- ・ 市民・市長・議会をセットで考えた際にアンバランスということか。

○事務局

- ・ 中間報告では「住民から信託を受けた」とある。

○堀越委員

- ・ 議会や市長の暴走を市民がコントロールするために「信託を受けた」と記載した。自治基本条例を「まちづくりの羅針盤」として遵守するのであれば「信託を受けた」は消しても構わないと思う。

○中津原副委員長

- ・ 住民が市長を選挙で選ぶが、市長は住民だけに対して責任を負うわけではない。

○堀越委員

- ・ 選挙権を所持する住民だけでなく、企業や団体等に対しても責任がある。

○富沢委員

- ・ 市民の範囲を議論するのであれば、素材が必要。広く捉えるのは合意を得ているが、どこまで書いたら問題となるのかの参考となる資料がほしい。問題点を出してもらった方が議論しやすい。

○中津原副委員長

- ・ 事例は中間報告を作成する際に出ている。どのような場合にどのような問題が起こるのか。

○事務局

- ・ 例えば、前回前々回の条例案骨子の振り返り作業で、「身近なコミュニティ」に関する記述の主語で、「市民」としているが、どちらかといえば「住民」に近いのでは、という意見があった。
- ・ ここで議論が必要としたのは、市民の定義は自治基本条例における大きな論点の一つであり、市民の範囲について広く捉えるのであれば、委員会として共通の認識や理屈付けをしっかりと持った上で、今後の意見交換で広く意見を聞いてほしいと考えたからである。

○堀越委員

- ・ 仕組みや制度から入ると窮屈になる。「まちづくりの羅針盤」とするのであれば、誰と組んでまちづくりを行いたいかを考えた方が分かりやすい。

○中田委員

- ・ 最終報告たたき台チームでは、市は地方公共団体という法人であり、法人の枠の中にいるのは誰なのか、という議論があった。

○堀越委員

- ・ 外国人について、今後、住民基本台帳に載ることになるときいている。反対する方はどのように主張するのだろうか。

○湯浅委員

- ・ 制度や仕組みで考えると窮屈になる。反対する人の主義主張があり、それは最後まで乗り越えられないかもしれない。そのような意見があることを前提にしつつ、定義した方がよいと思う。

○中津原副委員長

- ・ 制度・仕組みとは選挙制度等のことか。

○堀越委員

- ・ 一緒にまちづくりをしたい人、という考えがしっくりくる。

○中津原副委員長

- ・ 市長について「住民から信託を受けた」としなくてもよい。そうしてしまうとますます制度の話になってしまう。

○福島委員長

- ・ 市民の範囲をまちづくりの視点から広く捉えるべきという意見で一致している。他市でも、まちづくりの視点から考えているものがある。その一方、権利義務関係に関する指摘があった際の捉え方も考える必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会では様々な問答が出ると思う。

○福島委員長

- ・ 市民の範囲については今の議論のとおり進める。
- ・ 「住民投票」について、住民に関する国籍要件や年齢要件等への意見があれば頂きたい。

○事務局

- ・ 他市の自治基本条例では、住民投票を行うことを請求できる要件を定めているケースもある。

○福島委員長

- ・ 住民が発議を行えるという点。その点を書き込む必要があるかは議論する必要がある。

○堀越委員

- ・ 渡邊委員はどのような意見だったか。

○事務局

- ・ 常設型が望ましいのではないか、という意見があったと思う。
- ・ これまでの委員会の検討の流れとしては、案件ごとに個別条例を制定して、投票権者の要件も案件ごとに決めていく方向であったように感じている。

○堀越委員

- ・ 他自治体で、合併の際に中学生まで投票権を与えた事例があったと思う。

○福島委員長

- ・ 問題ごとに対象が変わってくる。中学生を含めたのは、将来のまちの発展に寄与するのは中学生という思いからだったのではないか。その点では、案件と要件をセットで考える必要がある。
- ・ 自治基本条例で一定の要件を定めるのか、個別条例に委ねるのか。どちらかと言えば個別条例とのセットの流れとなっている。

○湯浅委員

- ・ 住民投票については案件と要件がセットになっている。しかし市民意識からすると、政治を司る側の意向で必要ないとなってしまった場合、実施できなくなる。

○中津原副委員長

- ・ 個別条例に委ねるとしても、「～の場合には実施しなければならない」という要件を自治基本条例で定める場合もある。市民が実施について発議した場合には実施しなくてはならないとする場合もある。

○事務局

- ・ 住民投票を実施する場合の前提として、しっかりと議論を行った上で、ということをも市民部会では議論し、それが骨子に残っている。

○中津原副委員長

- ・ 住民投票を決める前に議論するということか。
- ・ もう少し踏み込んでもよいと思う。この辺りは市民意見交換会でも意見が多く出ると思う。

○事務局

- ・ 投票権者の要件も個別案件ごとに定めるのであれば、外国人参政権についての意見も出てくると思う。

○中津原副委員長

- ・ より義務的に書くべきだ、という意見も出てくる。

○事務局

- ・ この部分は十分に議論して頂かなければ条例案を議会に提出する際に説明できない。
- ・ これまで寄せられた意見でも分かるが、住民投票に関連して反対の意見が多い。

○福島委員長

- ・ 基本的には「間接民主制」となっている。それでも、最後の砦として住民投票を書き込むことが委員会の主旨。基本的には議会や市長で解決してほしいが、そこで決められないことを住民投票が決める。

○高橋委員

- ・ 住民自治を強化するのであれば「～のような場合は住民投票を実施しなければならない」という条文を入れることを検討した方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 「実施しなければならない」とする場合、どのような書き方があるのか最終報告たたき台作成チームで検討してほしい。

○事務局

- ・ Webアンケートでは肯定的な意見が多かったが、意見交換会でもしっかりと意見を聞いていただきたい。

○福島委員長

- ・ Webアンケートの属性はどのようなものか。

○事務局

- ・ 性別と年齢別で100件ずつ、1,000件集めた。区のバランスも可能な範囲で考慮するよう委託した。

○堀越委員

- ・ 男女別や年代別の分析も知りたい。

○ダイナックス

- ・ 資料を作成する。

○事務局

- ・ ダイナックスには自由記述を含めた完全版も作成してもらっている。

○福島委員長

- ・ 意見交換では、反対意見があればその根拠もしっかりと聞いてほしい。

○事務局

- ・ 資産所有者を市民に含めるか、中間報告前に委員会で議論になって、懸案として残したものであるが、どのように考えているか。

○福島委員長

- ・ これは北九州のケースか。「市内に不動産を所有する者」を市民の定義に加えている。

○事務局

- ・ 不動産所有者以外は中間報告のものと似ている。逐条解説を見ると都市景観や防犯・防災の観点から土地や建物の管理責任を重視して不動産所有者を含める、としている。

○福島委員長

- ・ 北九州市の場合、特に責務に着目している。

○中津原副委員長

- ・ 他の自治体はこれを排除しているといえるのか。
- ・ 資産運用と考えるのであれば、「事業活動・その他の活動を行う者」にあてはまらないか。

○事務局

- ・ 北九州市は最近の事例なので、他の自治体が排除しているのかは何ともいえない。
- ・ 不在地主が問題となっていたという背景が北九州市の場合はあったのではないか。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市の場合、分譲マンションの投資用の所有者が問題となる。

○堀越委員

- ・ 特別養護老人ホームを建設する際、周辺住民からの承認を集める必要があるが、不在のケースが多く苦勞したそう。

○中津原副委員長

- ・ あえて書く必要があるか。

○福島委員長

- ・ 資産運用の場合は、事業を営む者となるのではないか。

○事務局

- ・ 資産運用をしていない場合もある。

○染谷委員

- ・ 投資目的で買った人が市民と言われても困る可能性がある。

○福島委員長

- ・ それには権利が伴う。

○染谷委員

- ・ 税の観点から考えれば、都市計画税を払っているので、仕方ないかもしれない。

○ダイナックス

- ・ 茅ヶ崎市の事例では「市に納税義務を負うもの」としている。

○染谷委員

- ・ 税の観点から考えれば、都市計画税を払ってまちづくりに貢献しているのは確かである。

○ダイナックス

- ・ 草加市は「その他利害関係者」としている。不在地主という形で書いているケースは少ない。

○中津原副委員長

- ・ 質の悪いマンションを買う人は投資目的だからである。住む人は質の悪いマンションを買わない。

○染谷委員

- ・ 税金という観点からいえば、納税しているのでまちづくりに関わっているのは確か。

○高橋委員

- ・ 特定の問題を回避するために土地所有者を追記するのは意味が無く、書いても罰則規定がないので効果がない。ここではよりまちづくりに積極的な人を挙げた方がよい。あえて書かなくてもよいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 書いたとしても従うものでもない。

○事務局

- ・ 茅ヶ崎市と草加市の逐条解説を確認する。

○福島委員長

- ・ 今の意見を考慮しながら最終報告たたき台作成チームで検討する。まちづくりの視点から考えることもありえる。例えば鎌倉市では市民を下位条例で別途定めている。

○事務局

- ・ 条例の検証方法や実効性の担保について、中間報告でも検討課題として残っている。検討委員会では体制を中心に考えてきたが、具体的にどのように行えばよいか、アクションプランの作成や定期的な見直し等が例として挙げられたが、議論してほしいところである。
- ・ この点についてはダイナックスに他市の事例を研究してもらう。

○富沢委員

- ・ 委員会の設置、検証、チェック、場合としては白書を出すことが具体的な方法としてよいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ そのことを逐条解説では「例えば、」として記載した。

○事務局

- ・ 委員会をつかって運用・検証の方法も含めてそこで検討するというだけでは、今後、市民や議会に対して説明が難しい。より議論を深めてほしい。

○ダイナックス

- ・ 組織をつくっているケースは多くはない。川崎市の場合は自治推進委員会を設置した例がある。具体的には区民会議を条例で制度化させたので、その運用状況を検証した。
- ・ 検証について、「4年・5年を超えない期間に見直しを行う」というローリングについての規定を設けているケースがある。
- ・ その他の都市の事例を整理し提出する。

○中津原副委員長

- ・ 三宅委員の意見では、委員会を設置してもなかなか難しいということだった。状況をもっと聞いてみたい。「市民参加により行う仕組みを設けるものとする」とあるので、必ず設けることになるのか。

○福島委員長

- ・ 中間報告ではダイナックスからの意見にあったようなことを抽象的に記載している。どの程度まで具体的に書き込むべきか。

○富沢委員

- ・ 条例がどの程度実践されているのかをチェックする必要がある。また、実践例を紹介して普及させることも考えてほしい。有効に実践されているかのチェックの仕組みを設けてほしい。

○福島委員長

- ・ 指標の作り方は難しい。

○富沢委員

- ・ 指標をつくることは難しいので、市民感覚で自由に進めたい。実績を積み重ねていくことで指標ができていくのではないかな。

○堀越委員

- ・ 賛成である。実際に取り組んで成果が出てきたことを紹介していった方がよい。

○福島委員長

- ・ 年間レポートのような形のものを発行するというのか。

○富沢委員

- ・ 条例を市民のものにしていくための仕組みを具体的な事例で理解していく。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例と市民活動推進委員会の関係とは異なるか。推進委員会では協働のモデル事業の審査を行っている。

○事務局

- ・ 毎年担当課から協働実績に関して照会があり、その結果を市民活動推進委員会に出していると思う。協働でも多様な形があるが、毎年案件数や事例を取りまとめている。

○富沢委員

- ・ 条例ができた後に多くの市民に読んでもらえるよう、現在のニューズレターのような単純なもので紹介していくことも1つの仕組みとして考えられる。

○堀越委員

- ・ 市民活動支援室からは協働のデータは出てくる。教育委員会からは青少年に対する市民自治の担い手の能力を育てるための支援としてある。縦と横をつなぎ見えるものとするとうい。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例の場合は、条例をつくった委員会が発展し、メンバーは変わっているが推進委員会となった。そのようなこともあり得る。

○堀越委員

- ・ 結局、生んだ人が育てている状態。

○福島委員長

- ・ 川口市の場合も同様。
- ・ ダイナックスには資料作成をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 運用の実態や効果についての資料がほしい。

○福島委員長

- ・ 運用の見直しについて、ニセコの場合は条例を育てていくという意味で重要視された。

3 その他

○事務局

- ・ 次回の検討委員会は5月27日（金）に開催する。それまでに市民意見交換会も始まり、最終報告たたき台作成チームは作業を進めていく。会場は別途連絡する。
- ・ 新しい公共についてのヒアリングは、5月26日（木）18時45分から市民活動サポートセンターで行う方向で進めている。確定次第連絡する。

4 閉会

以上